

平成30年度事業所評価加算対象事業所

平成30年4月サービス提供月から平成29年3月サービス提供月の期間について、事業所評価加算の対象として決定された事業所は次のとおりです。

開設者名	事業所名称	介護保険事業所番号	サービス種類	加算算定開始月 (サービス提供月)	〒	住所	電話番号
医療法人聖愛会	通所リハビリテーションかぞく	1910115425	予防通所リハビリ	2018/4/1	400-0814	山梨県甲府市上阿原町487番1号	055-236-0888
医療法人立星会	介護老人保健施設甲府南ライフケアセンター	1950180016	予防通所リハビリ	2018/4/1	400-0851	山梨県甲府市住吉5-24-14	055-241-3333
医療法人八香会	湯村温泉病院 指定通所リハビリテーション事業所	1970102842	予防通所リハビリ	2018/4/1	400-0073	山梨県甲府市湯村3丁目3番4号	055-251-6111
医療法人財団交道 会しもべ病院	医療法人財団交道会指定通所リハビリテーション事業所しもべ	1970700942	予防通所リハビリ	2018/4/1	409-2942	山梨県南巨摩郡身延町下部1063	0556-36-1111
医療法人財団加納 岩	リハケアセンター きらり	1971800337	予防通所リハビリ	2018/4/1	406-0004	山梨県笛吹市春日居町小松855	0553-21-6017

事業所評価加算とは、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを行う介護予防通所系サービス事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、試行的取組として、評価対象となる期間(各年1月1日から12月31日までの期間をいう。)において、利用者の実人員、及び選択的サービスの実施率が一定以上であり(1)、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上(2)となった場合に、当該評価対象期間の翌年度における介護予防通所サービスの提供につき、1月につき120単位を加算するものです。

1 算定のための基準 = 利用実人員数が10人以上であり、選択的サービス実施率が60%以上であること。

2 $\frac{\text{要支援度の維持者数} + \text{改善者数}}{\text{評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は}}$ × 2

口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数 0.7